## つくばみらい市地域防災計画(案)及びつくばみらい市国民保護計画(案)に対する意見と市の考え方

意見提出期間	平成29年12月13日(水)~平成30年1月11日(木)
意見提出者数	3名
意見件数	9件

つくばみらい市防災計画(案)に関する意見						
No. 意見項目	意見の内容	市の考え方				
1 自主防災組織の支援につ いて	①未組織行政区への支援方法を具体的に記す必要がある。 ②自主防災組織に対する財政的な支援を載せるべきである。(他の市町村には支援があるが、当市にはない)	未結成行政区への支援方法はP2-38「第2編風水害対策 第1章災害予防計画 第12節防災組織等の活動体制整備計画 2.対策」に具体的に記載しておりいます。 自主防災組織に対する財政支援は、現在行っておりません。 市の制度以外では、一般社団法人自治総合センターにて「地域コミュニティ助成事業」を実施しております。市では、そのような助成事業の公募がありましたら、市ホームページや広報紙などで周知してまいりますので、地域防災計画(案)は現行の通りといたします。				
2 避難場所について	低地帯の避難場所がなく,遠地の避難場所ばかりになっている。我々の地域はどうするのか,明記してほしい。	今回の地域防災計画の指定避難所及び指定緊急避難場所は,安全な避難先を確保する観点から災害の種類に応じて,危険の及ばない施設又は場所を指定します。風水害の場合,浸水想定区域内の避難所は浸水する可能性があるため,丘陵地区の避難所へ避難していただくことになります。災害発生時,市では状況に応じた避難情報を迅速かつ適確に発令し,市民の皆様に対し早めの避難を促します。具体的な避難場所・方法については,別途ハザードマップで整備いたしますので,地域防災計画(案)は現行の通りといたします。				
3 総合計画とのリンクについて	道路として極めて重要な路線と考えます。つくばみらい市の防災対策の要として、他の路線に比べ遅れ気味であることも踏まえ、強力に整備を推進するべきです。 また、災害時には、今はNHK関連企業に管理が移っているワープステーション江戸の施設	(案)を市民の皆様にご提示したものでございます。 避難経路の確保等につきましても、平成30年度に作成する避難マニュアルで提示をいたしますので、総合計画では詳しくは謳ってございません。 次に、小張・南太田線、高岡・谷井田線は、県道になるため茨城県で整備しております。これらの路線はみらい平と板橋地区・谷井田地区を結ぶ幹線道路として、市としても早期開通を望んでいる道路になります。市では、これらの路線を含め広域幹線となる県道の早急な整備を、茨城県や茨城県議会に対し計画的に要望を行ってまいります。 また、ワープステーション江戸の施設については、現在のところ避難所の指定などの協議は行ってはおりません。民間の施設のため、施設の管理や避難所の機能としての課題がありますが、丘陵地区で避難所として活用できる民間施設については、検討をしてまいりたいと				

No.	意見項目	意見の内容	市の考え方
4	関東・東北豪雨災害を受 けての基本方針について	つくばみらい市は、過去に水害に何度も見舞われています。関東・東北豪雨災害にも多くの方が被害にあわれました。そのような実態を目的の中に、あるいは基本的な方針を作成し入れ込む必要がある。	関東・東北豪雨では、常総市での鬼怒川決壊の影響により、小絹小学校区の一部に避難勧告が発令されました。その事例を受け、地域防災計画(案)のP2-58「第2編風水害対策 第2章災害応急対策計画 第2節動員 1.職員の参集及び動員」に、「また、市は、平成27年に発生した関東・東北豪雨の教訓や、過去の災害発生状況を踏まえ、市外における河川のはん濫等による災害情報及び避難情報の発令状況等についての情報収集を行い、適切かつ迅速な対応に努める。」の一文を追加します。また、P2-77「第2編 風水害対策 第2章災害応急対策計画 第9節避難 1.避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」に、「さらに、市は、平成27年に発生した関東・東北豪雨の教訓や、過去の災害発生状況を踏まえ、市内だけでなく市外における河川のはん濫等による災害情報及び避難情報の発令状況等についての情報収集を行い、適切かつ迅速な避難を促す体制を整備する。」の一文を追加します。さらに、P2-79「第2編風水害対策 第2章災害応急対策計画 第9節避難 3.避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準 2)避難勧告」の発令基準【水害の場合】に「近隣市で発生した災害が、本市に影響がある場合」を追加するものといたします。
5	計画の位置づけについて	計画の位置づけを明記する。 つくばみらい市の防災計画がどのような位置づけか、また体型的にどうなっているのかを明記する。図に落としわかりやすくする。	地域防災計画(案)のP1-1「第1編総則 第1章目的」に以下2項目を追加します。 ①地域防災計画(案)が、災害対策基本法をはじめとする国などの上位法令・計画と整合を とり作成している旨を明記します。 ②地域防災計画(案)の各編章の位置づけを明記します。
6	行動計画について	災害応急対策計画と合わせて行動計画のマニュアルが掲載しなくていいのか。	行動計画については、地域防災計画を踏まえたうえで、職員初動マニュアルとして整備する ものといたします。
7	水害予防計画について	水害予防計画に牛久沼の水害は考えなくても良いのか。	今年度より,県管理河川県南(竜ケ崎)ブロック減災対策協議会が発足されました。その協議会では,牛久沼を含む茨城県管理河川の風水害の減災について,話し合いを持つ場となっております。市では,その協議会の経過を見て今後検討して参ります。
	他関係機関との連携につ いて	常総広域一部事務組合の防災センターとの連携はどのように位置づけているか	県南総合防災センターは、利根水系に係る県南自治体の防災拠点兼備蓄倉庫となります。 地域防災計画では、P2-25「第2編風水害対策 第1章災害予防対策 第8節災害用資材、 機材等の点検整備計画 1.水防用資機材器具」に備蓄場所として明記しております。 また、P3-16「第3編地震災害対策 第1章地震災害予防計画 第3節地震被害軽減への備え 4.被災者支援のための備え 4)食料、生活必需品等の供給体制の整備」の項目に「市において十分な量を確保できない場合は、県や他市町村等に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。」と明記しております。県南総合防災センターもこの中に含まれているため、資機材・食料、生活必需品の備蓄倉庫として位置付けています。
9	原子力災害について	東海村との広域避難計画の協定について明記すべきではないか。	東海村との協定については、資料編P9「2. 協定及び広域応援要請 2-1災害時相互応援協定一覧」に記載しております。具体的な内容については、東海村から広域避難計画受入マニュアル(案)の提示を受けております。今後は広域避難訓練を通じて受入マニュアルの完成に向けた協議を行ってまいりますので、地域防災計画(案)については現行の通りといたします。

No	意見項目	意見の内容	市の考え方			
つく	つくばみらい市国民保護計画(案)に関する意見					
No	意見項目	意見の内容	市の考え方			
	国民保護計画についての意見は、ありませんでした。					